

米に関する現状認識及び提案

令和 2 年 9 月 10 日

公益社団法人 日本農業法人協会

平成 30 年産から、行政による生産数量目標の配分が廃止され、生産者自らの経営判断により需要に応じた生産・販売が行われるようになっていきます。

日本農業法人協会のメンバーは、担い手農業者として、地域の農業者と協調しながら飼料用米・加工用米・輸出米等の非主食用米や麦・大豆等の生産にも積極的に取り組み、水田フル活用を実践しています。

また、実需者・消費者等への販路を自ら切り拓き、拡大するとともに、契約栽培も活用しながら、需要に応じた安定した生産販売を行ってきています。

このことを踏まえて、当協会としては、下記のとおり考えますので、ご検討方宜しくお願い申し上げます。

記

1 米需給について

- (1) 当協会会員も消費の減少は実感しています。しかし、無理に価格を維持、又は引き上げようとする、需要はさらに減少する恐れがあり、これにも十分な注意が必要と考えます。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応により、経営環境が厳しくなっている外食業界等は、価格次第で輸入米にシフトする可能性すらあるのではないかと危惧しています。

- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大が終息すれば、外食需要等は回復すると考えられ、このことも十分認識しておかないと、令和 3 年産米の供給不足を生じる可能性もあると考えます。

- (3) 生産調整はそれぞれの農業者などが、それぞれの販売力に応じて行うのが基本であり、販売力と無関係に、行政が生産数量を配分するかつての方式に戻すことは、適当ではないと考えます。

特に、安定した販路を持ち、その需要に応じた生産を行っている農業者に、過度の生産抑制を強要するようなことは、農業経営に甚大な影響を与えるので、絶対に避けていただきたいと思えます。

- (4) 国産の麦・大豆については、まだ需要があると認識していますが、これに円滑に対応していくためには、硬直化した流通システムの見直しが必要です。
- 2 経営安定対策（ナラシ・収入保険制度）の運用について
- (1) 価格変動を前提としつつ、価格低下に対処するための経営安定対策が、収入保険やナラシ対策であり、本年のようなケースでは、これをきちんと運用していただくことが、何よりも重要だと考えます。
- (2) 特に、実需者等に直接販売している比率の高い当協会のメンバーにとっては、収入保険が重要であり、これの加入推進が必要です。また、より加入しやすくなるよう制度の見直しも必要です。
- 3 農業所得を向上させるための生産コスト引下げと販売ルートの見直しについて
- (1) 農業者の所得を向上させるためには、生産コストを引き下げるとともに、販売ルートの見直しを進めることが大切です。
- (2) 生産コストを下げるには、農地バンクによる集積・集約化を本格的に動かし、また、大区画化の基盤整備を行うことが必要です。加えて、生産資材の価格を国際価格まで引き下げること重要です。
- (3) 販売ルートについても、まだ卸経由が相当なシェアを占めていますが、実需者や小売りへの直接販売を強化して、流通コストを下げ、農家手取りを引き上げることが必要です。
- 4 輸出等による米需要の拡大について
- (1) 需要を増やすには、輸出を本格的に拡大することが重要で、これが自給率の上昇にもつながります。
- (2) 国内の様々な人が海外で安売り合戦をするのでなく、オールジャパンで有利な価格で輸出拡大が進むよう、支援をお願いします。

以上

新型コロナウイルス感染症を契機とする「特別政策提言」
—農産物の安定供給のための日本農業の事業継続計画（BCP）の策定—

令和 2 年 5 月 2 2 日
公益社団法人 日本農業法人協会

新型コロナウイルス感染症は、経済・社会に大きな影響をもたらしていますが、日本農業法人協会の会員は、このような事態においても、国民の生命維持に不可欠な農産物を安定的に供給するため、日々努力しています。

日本農業法人協会としては、今後どのような事態が起きても、農産物の安定供給を継続していく必要があると考えていますが、そのためには、今回の我が国及び諸外国の状況を踏まえ、次のようなことが必要だと考えています。

1 農産物供給システムの維持継続

それぞれの農業法人においては、感染者が出ないように十分注意していますが、農産物の供給は複数の経済主体から成る全体システムとして成り立っており、大口の出荷先である卸売市場・食肉処理施設・食品メーカーなどに感染者が出て、そこの機能がストップすれば、安定供給はできなくなります。

このため、

- ① 農産物の大口の出荷先である卸売市場・食肉処理施設・食品メーカーなどに感染者が出て、短時間でその機能を回復できるようなルールを、あらかじめ整備しておくことが必要です。
- ② また、短時間で機能を回復できない場合に、別の出荷先に、迅速に出荷できるような仕組みを、あらかじめ整備しておくことも必要です。
- ③ なお、この点は、輸送手段についても同様であり、現に、航空機を利用した農産物輸送については航空機の減便の影響が出ています。

2 生産資材供給の維持継続

農産物を生産するには、肥料・農薬・飼料などの生産資材が不可欠です。

生産資材の原料は外国に依存しているものが多く、外国における生産・輸出や日本までの海上輸送に支障が生じると、農産物の安定供給はできなくなります。

このため、

- ① 生産資材原料の外国における生産・輸出や日本までの海上輸送の状況を常にウォッチし、問題が生じる恐れが生じたときは、早めに対策を講じられるようにしておくことが必要です。

② 生産資材原料の調達先について、日ごろから多角化を進めておく必要があります。

3 日本農業全体としての事業継続計画（BCP）

1 及び 2 は、農業者サイドだけでできることではありませんので、国が主導して、日本農業全体としての「事業継続計画（BCP）」を策定していただく必要があります。

4 農産物の安定供給には、足腰の強い農業構造の確立が必要

いかなる事態の下でも、農産物を安定的に生産し、供給するためには、農業生産の大宗を自立した農業経営体が担う足腰の強い農業構造の確立が、何よりも重要です。

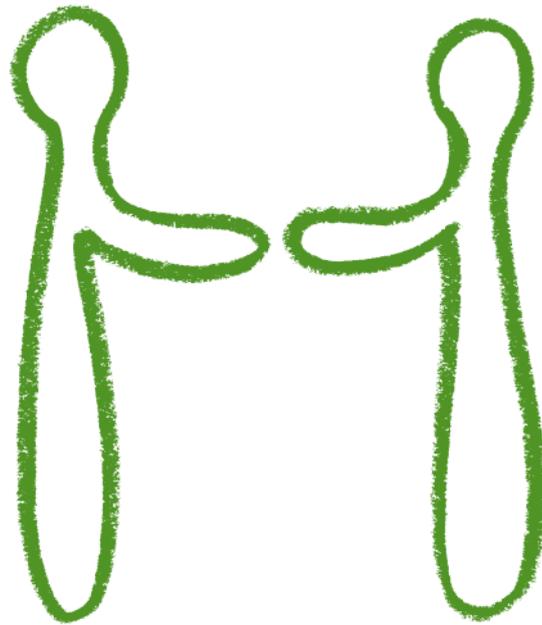
日本農業法人協会では、このため、この「新型コロナウイルス感染症を契機とする特別政策提言」と同時に、「日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言」を出しておりますので、こちらの実現も必要です。

以上

日本農業の将来に向けた プロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～

「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」



エイチ

エー

ジー

H・A・G

Hot Agriculture Group

令和2年5月22日
公益社団法人 日本農業法人協会

日本農業法人協会の政策提言（概要）

—農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言—

令和2年5月22日 （公社）日本農業法人協会

- 日本農業法人協会は、プロ農業経営者である農業法人の全国組織。
- 人口減少、貿易交渉の進展等の中で、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られている。
- 農業法人は、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意であるが、政策面での課題は政策で解決することが必要。
- このため、日本農業の発展への道筋を確かなものとするための提言を行う。

重点要請事項

1 基本的考え方

- **ここ数年の農政改革の方向**（農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化など）**を堅持し、定着発展させていくこと**
- **担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、具体的政策課題を迅速に解決すること**

2 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- 農地バンクの活性化を強力に進め、**地域の農地の太宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと**

3 農地の集積・集約化を活かす基盤整備

- 農地バンクが管理している農地について、**大区画化などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること**

5 農業の継続に必要な外国人等の人材の確保

- 外国人やリタイアした高齢者など**多様な人材を円滑に雇用できるようにすること**

4 農業所得の向上と国際競争力の強化

- **生産資材価格を国際価格まで引き下げること**
- **流通構造を改革し、生産コストを上回る価格で安定した取引が行えるようにすること**
- **農業関係の規制改革を推進すること**（農業用施設に関する建築規制、農産物検査法など）
- **行政手続のオンライン化・簡素化を進めること**

6 災害常態化への対応

- 農業経営のセーフティネットである**収入保険の加入促進等**を進めること
- 災害が常態化する中で、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること

《目次》

はじめに.....	2
I 令和2年度の重点要請事項	3
(1) 基本的考え方.....	3
(2) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進.....	3
(3) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備.....	3
(4) 農業所得の向上と国際競争力の強化.....	3
① 生産資材価格の引き下げ.....	3
② 流通構造の改革.....	3
③ 農業関係分野の規制緩和の推進.....	4
④ 行政手続きのオンライン化と大幅な簡素化.....	4
(5) 農業の継続に必要な外国人等の人材の確保.....	4
(6) 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備.....	4
II 提言全文.....	5
1 基本的考え方.....	5
2 人と農地の問題の解決.....	5
(1) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進.....	5
(2) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備.....	5
3 農業法人等の担い手の育成・発展.....	5
(1) 担い手農業者の法人化推進と農業法人の機能強化.....	5
(2) 農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成.....	6
(3) 農業の継続に必要な外国人等の確保・育成.....	6
(4) 農福連携の推進.....	6
4 農業所得の向上と国際競争力の強化.....	6
(1) 生産資材価格の引下げ.....	6
(2) 流通構造の改革.....	6
(3) 物流の合理化.....	7
(4) 農業者の創意工夫の発揮.....	7
(5) 技術革新.....	7
(6) 農業分野における規制緩和の推進.....	7
(7) 行政手続きのオンライン化と大幅な簡素化.....	7
5 6次産業化と輸出の促進.....	8
6 持続可能な、環境にやさしい農業の実現.....	8
7 農村政策の課題.....	8
8 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備.....	9
9 その他.....	9

日本農業の将来に向けたプロ農業経営者からの提言

～我々の目指す未来～「農業が若者の将来就きたい職業の第1位になること」

はじめに

日本農業法人協会及びその会員である農業法人は、農業を「農地・水などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包括する生命総合産業」と捉え、プロ農業経営者として、国民への食料供給の責務を果たし、農村・地域社会を支えていくという自覚を持って、不断の経営革新に努めている。

人口減少・高齢化、大規模自然災害の頻発、貿易交渉の進展等の中で、農業は新たな時代に対応するための変革を迫られており、意欲と能力のある担い手が、リタイアする農業者の農地・経営基盤を円滑に継承し、地域経済・日本経済を牽引できる生産性の高い農業経営を実現していく必要がある。

それには、農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業所得向上に向けた国際競争力強化をはじめとする政策面の手当が必須である。

ここ数年の農政改革により制度面の手当てはかなり進展してきたが、これが現場段階まで浸透し、担い手がその効果を実感できるようにするためには、農政改革の方向性を堅持し、これに沿った取組みを着実に実践し定着させていくことが必要不可欠である。

また、現場段階では政策面で解決を要する問題がまだ多く残っており、経済環境の変化や構造改革の進展とともに新たな問題も発生してきている。

農業法人は、地域農業の中心的な担い手として、地域の農業者等と協力しながら、地域農業の発展の先頭に立つべく、創意工夫して経営努力を積み重ねていく決意であるが、政策面での課題は政策面で解決するほかはない。

このため、日本農業法人協会として、日本農業の発展への道筋を確かなものとし、「農業が若者の将来就きたい職業の第1位となること」を目指して、以下の政策提言を行う。

I 令和2年度の重点要請事項

(Ⅱの提言全文のうち、当面、特に重点を置く事項)

(1) 基本的考え方

- ① 農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化を軸とする、ここ数年の農政改革の方向を堅持し、定着発展させていくこと
- ② 現場における具体的な政策課題について、担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、迅速に課題を解決すること

(2) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- ① 農地利用については、担い手農業者への集積だけでなく集約化まで進めることが必須であり（集約化ができなければ、生産性は上がらず、先端技術の活用も進まない）、農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに、地域の農地の大宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと
- ② 農地バンクの活性化の一助として、人・農地プランの実質化を図ること
- ③ 農地バンクの活性化、人・農地プランの実質化に資するよう、農地ナビへの各種データの集積を加速するとともに、その使い勝手を抜本的に改善すること
- ④ これらと合わせて、リタイアする農業者から農業法人等の担い手への経営継承を円滑に行うための仕組みを整備すること

(3) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備

- ① 農地バンクが担い手農業者に転貸するに際して、大区画化などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること
- ② 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短時間で終了するようにすること。この一環として、農業者等が自ら行う簡易な基盤整備も事業の対象とすること
- ③ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに無理な高収益作物への転換を求めないこと（高収益作物への転換は都道府県など広域で進めるべきもの）。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることをしないよう、十分に注意すること

(4) 農業所得の向上と国際競争力の強化

① 生産資材価格の引き下げ

- ・ 国産農産物が外国産と対等に競争できるよう、生産資材を国際価格まで引き下げること。そのため、生産資材業界の構造改革等を進めること
- ・ 定期的に、外国の生産資材価格等を調査し、比較するとともに、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること

② 流通構造の改革

- ・ 農業者の経営を安定・発展させるには販路の確保が極めて重要であり、生産コストを上回る価格で安定した取引が行える、効率的な農産物流通システ

ムを確立すること

- ・ そのため、規格の簡素化や、主要農業国の市場手数料率（農業者負担）や税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革など流通構造の改革を推進すること
- ・ この一環として、卸売市場については、手数料の見直しを含めて市場法改正を踏まえた改革を加速すること

③ 農業関係分野の規制緩和の推進

- ・ 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（畜舎、園芸施設等）に関する建築規制、農産物検査法などの各種規制を順次、抜本的に見直すこと
- ・ 特に、建築規制については、主要輸出国における建築規制の実態をよく調査し、国際競争力の向上の観点から、規制を徹底して見直すこと。その際、農業振興地域等において農業用に使用される施設は市街化区域の居住用・事務所用の施設とは状況が異なることを十分に考慮すること。また、消防法に基づく規制についても、同様の観点から見直すこと
- ・ 農産物検査法についても、コメなどの流通実態が多様化し、実需者と直結する流通も拡大していることを踏まえて、必要最小限の規格・規制とするとともに、検査とリンクすることによって検査を受けることを事実上強制している制度については、抜本的に見直すこと
- ・ 農業用施設を設置する際の農地法・農業振興地域法等の運用については、地域ごとに相当な差があるが、施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることを踏まえて、全国で適切な運用が行われるようにすること

④ 行政手続きのオンライン化と大幅な簡素化

- ・ 行政手続きのオンライン化を通じた負担軽減を速やかに進めること。その際、オンライン化になじむよう、添付文書を思い切って削減し、簡素化すること
- ・ 各種行政機関等が有する各種データの連携を円滑化し、農業者が重複して資料を提出する必要がないようにすること

（５）農業の継続に必要な外国人等の人材の確保

- ・ 農業の継続に必要な労働力を確保するため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。特に、外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けた取組みを強化すること

（６）災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備

- ・ 農業経営のセーフティーネットである収入保険の加入促進と対象業種の拡大を進めること。その際、農業者の意見を丁寧に聴取すること
- ・ 近年重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること

II 提言全文

1 基本的考え方

- ① 農地の集積・集約化、農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業の所得向上に向けた国際競争力の強化を軸とする、ここ数年の農政改革の方向を堅持し、定着発展させていくこと
- ② 現場における具体的な政策課題について、担い手農業者と農林水産省が意見交換する機会を頻繁に設け、迅速に課題を解決すること

2 人と農地の問題の解決

(1) 農地バンクを活用した農地の集積・集約化の徹底推進

- ① 農地利用については、担い手農業者への集積だけでなく集約化まで進めることが必須であり（集約化ができなければ、生産性は上がらず、先端技術の活用も進まない）、農地バンクの活性化を強力に進め、速やかに、地域の農地の大宗を農地バンクが借り受ける状況を作り出すこと
- ② 農地バンクの活性化の一助として、人・農地プランの実質化を図ること
- ③ 農地バンクの活性化、人・農地プランの実質化に資するよう、農地ナビへの各種データの集積を加速するとともに、その使い勝手を抜本的に改善すること
- ④ これらと併せて、リタイアする農業者から農業法人等の担い手への経営継承を円滑に行うための仕組みを整備すること

(2) 農地の集積・集約化を生かす基盤整備

- ① 農地バンクが担い手農業者に転貸するに際して、大区画化などの基盤整備、樹園地における改植などの条件整備を行い、担い手農業者が借りやすい状況を整えること
- ② 基盤整備事業の実施に際しては、施工コストを小さくするとともに、極力短期間で終了するようにすること。この一環として、農業者等が自ら行う簡易な基盤整備も事業の対象とすること
- ③ 基盤整備事業の採択要件として、実施地域ごとに無理な高収益作物への転換を求めないこと（高収益作物への転換は都道府県域など広域で進めるべきもの）。また、農地集積を求める場合に、実施地域の農地を利用している実施地域外の担い手の排除につながることをしないよう、十分に注意すること

3 農業法人等の担い手の育成・発展

(1) 担い手農業者の法人化推進と農業法人の機能強化

- ① 今後の地域を担う農業経営者を持続可能な担い手としていくためには、法人化を推進し、その機能を強化していくことが必要である。このためには、先輩法人の経験・ノウハウを生かすことが重要であり、そうした観点で、農業経営者サポート事業の専門家に全国の実績ある農業経営者等を登録するなど、同事業の運用を改善し、農業経営相談所の機能強化を図ること

- ② 担い手が不足している地域については、他の地域の農業法人等（当協会が次世代サミットなどで教育・支援をする農業経営者等を含む）の参入を促進すること

（２）農業の継続に必要な若手人材（農業経営者等）の確保・育成

- ① 農業を儲かる、また魅力ある産業とすることで、新規学卒・脱サラなどの若い世代が農業界に積極的に参入する環境を整備すること
- ② 経営感覚を有する担い手の育成に向け、農業高校・農業大学校等の機能強化を図り、農業教育に農業経営者の知見を活用して、就農・営農継続に直結する実践的なものとする
- ③ 農業者の子弟・新規就農者を問わず、経営上の必要に応じた研修等を受けられる環境を整備すること。また、農業分野の人材育成に実績を有する農業法人を教育機関として位置付け、研修等を実施する法人に対し必要な支援を行うこと
- ④ 女性や高齢者等の多様な者の農業への参画を促進すること

（３）農業の継続に必要な外国人等の確保・育成

- ① 農業の継続に必要な労働力を確保するため、外国人やリタイアした高齢者など多様な人材を円滑に雇用できるようにすること。特に、外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けた取組みを強化すること

（４）農福連携の推進

- ① 農福連携の推進のため、農業法人と障がい者施設との連携による施設外就労等を推進すること

４ 農業所得の向上と国際競争力の強化

（１）生産資材価格の引下げ

- ① 国産農産物が外国産と対等に競争できるよう、生産資材を国際価格まで引き下げる。そのため、生産資材業界の構造改革等を進めること
- ② 定期的に、外国の生産資材価格等を調査し、比較するとともに、生産資材に関する法制度について点検を行い、必要な改善を図ること

（２）流通構造の改革

- ① 農業者の経営を安定・発展させるには販路の確保が極めて重要であり、生産コストを上回る価格で安定した取引が行える、効率的な農産物流通システムを確立すること。そのため、規格の簡素化や、主要農業国の市場手数料率（農業者負担）や税制を調査し、手数料を含めた卸売市場制度の改革など流通構造の改革を推進すること
- ② この一環として、卸売市場については、手数料の見直しを含めて市場法改正を踏まえた改革を加速すること
- ③ 価格変動リスクを軽減するため、コメ先物取引の本上場を進めること

(3) 物流の合理化

- ① 物流コストの上昇は農業経営に大きな影響を与えており、コストを最小化する物流システムを構築すること。その際、省庁の垣根を超えて政府全体で取り組むとともに、IT・AI等を最大限活用すること
- ② 卸売市場の物流拠点としての活用を推進すること

(4) 農業者の創意工夫の発揮

- ① 農業者の能力・創意工夫を最大限に発揮させ、地域農業全体の活性化を図るため、農業者の自由な経営展開を妨げる行為（独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為など）を根絶すること

(5) 技術革新

- ① 作業の省力化に向けてIT・AI・ロボット・ドローン・ビッグデータ等を活用した技術開発を加速すること
- ② 技術開発については、農業者の意見を反映させ、農業現場での使い勝手が良い実用的なものにするとともに、農業者が所得との関係で負担しうる相応のコストで活用できるようにし、急速な普及を図ること。また、先端技術活用の制約要因となる各種規制については、速やかに見直すこと
- ③ 昨今の気候変動にも耐えうる強い品種、生産コストの削減に資する品種など、現場ニーズを踏まえた品種開発を官民協力のもとに迅速に進めること

(6) 農業分野における規制緩和の推進

- ① 生産コストを下げ、また経営を円滑に拡大していけるようにするため、農業用施設（畜舎、園芸施設等）に関する建築規制、農産物検査法などの各種規制を順次、抜本的に見直すこと
- ② 特に、建築規制については、主要輸出国における建築規制の実態をよく調査し、国際競争力の向上の観点から、規制を徹底して見直すこと。その際、農業振興地域等において農業用に使用される施設は市街化区域の居住用・事務所用の施設とは状況が異なることを十分に考慮すること。また、消防法に基づく規制についても、同様の観点から見直すこと
- ③ 農産物検査法についても、コメなどの流通実態が多様化し、実需者と直結する流通も拡大していることを踏まえて、必要最小限の規格・規制とするとともに、検査とリンクすることによって検査を受けることを事実上強制している制度については、抜本的に見直すこと
- ④ 農業用施設を設置する際の農地法・農業振興地域法等の運用については、地域ごとに相当な差があるが、施設抜きに農業経営を発展させることは不可能であることを踏まえて、全国で適切な運用が行われるようにすること
- ⑤ 各種法制度・補助事業の設計・運用に当たっても、農業者の自由な経営展開を妨げることなく、公平・公正なものとなるよう、細心の注意を払うこと

(7) 行政手続きのオンライン化と大幅な簡素化

- ① 行政手続きのオンライン化を通じた負担軽減を速やかに進めること。その際、

- オンライン化になじむよう、添付文書を思い切って削減し、簡素化すること
- ② 各種行政機関等が有する各種データの連携を円滑化し、農業者が重複して資料を提出する必要がないようにすること
 - ③ 各種補助事業の執行にあたっては、労働力不足などにより工期の長期化が起こる現場の実態を踏まえ、繰越制度の一層の柔軟化や予算執行の複数年化など、事業の執行期限の運用を柔軟化すること

5 6次産業化と輸出の促進

- ① 6次産業化は、川下の付加価値を生産者サイドに取り込むことが目的であり、農業者の可能な直接販売等から始め、必要に応じ、加工業者等と連携するなど、着実に進めることが重要であり、連携・相談先に関する情報の提供など、農業者等のリスクを小さくし、6次産業化に積極的に取り組める環境を整備すること
- ② 輸出については、国別・品目別にクリアすべきことを完全に網羅した一覧表を準備し、ワンストップの相談窓口を設けるなど、農業者等のリスクを小さくし、輸出に積極的に取り組める環境を整備すること
- ③ 産地ごとの売り込み競争にならず、オールジャパンでの輸出促進につながるジャパンブランドの育成に努めること

6 持続可能な、環境にやさしい農業の実現

- ① SDGs や有機農業など、持続可能な、環境にやさしい農業を求める声が国の内外で大きくなることを真剣に受け止め、農業者がこれに円滑に対応していくことのできる環境を整備すること
- ② 地球的規模で温暖化による自然災害や異常気象の発生が増えており、地球環境に負荷を与えない農業・農法への転換に率先して取り組むことが急務である。そのために、再生エネルギーを含めた地域資源をフル活用し、物質循環を重視した政策を強力に進めること
- ③ こうした取り組みを後押しするため、有機農産物等に関する各種表示制度を整理・集約化し、分かりやすいものとする

7 農村政策の課題

- ① 農業構造の変化により、従来の仕組み（地域の農業者による共同管理など）では対応できない問題が出てきており、これが今後拡大することが想定される。そうした課題を洗い出し、対応策を早急に準備すること
- ② 特に、農地・水路等の農業インフラの維持が、地域の共同管理では行えず、担い手農業者が単独で行わざるを得なくなっているところも出てきており、こうした場合の対応策を早急に確立すること
- ③ また、多面的機能支払交付金については、地域に人がいなくなる中で、従来の仕組みでは対応できなくなっており、集落営農や農業法人が一括して作業を行い、交付金を受けられるようにすること
- ④ 若い世代を含めて農業者が農村に定住して農業経営ができるよう、IT 等も活

用して快適に生活できる環境の整備を進めること

- ⑤ 深刻化する野生鳥獣による農作物被害対策として、中山間地域への防護柵設置等を推進するとともに、駆除を担うハンターの高齢化が進む中、新たな駆除の担い手へのPR活動や研修等を強化すること

8 災害が常態化する中で安心して農業を継続できる仕組みの整備

- ① 農業経営のセーフティーネットである収入保険の加入促進と対象業種の拡大を進めること。その際、農業者の意見をよく聞くこと
- ② 近年重大な災害が頻発していることを踏まえて、被災後の経営再建を含めて、農業者が安心して継続的に経営に取り組める仕組みを整備すること
- ③ 東日本大震災に伴う原子力発電所事故により、消費者や諸外国が被災地産の食品購入や輸入をためらうという風評被害がいまだ継続しているため、放射性物質等に関する正しい知識の啓蒙や情報発信をさらに強化すること。また、復旧・復興が完遂するまで国が責任を持って対応すること
- ④ これまでは、災害ごとに、国が災害の大きさを考慮して、対策を決めてきたが、災害の全体規模と被災農業者にとっての被害の重さは関係がない。このため、災害時の対策メニュー（被災者にとっての支援要件と支援策）をあらかじめ明示し、災害の全体規模にかかわらず、被災農業者が支援を公平かつ確実に受けられるようにすること

9 その他

- ① 農業が国土保全・水源涵養・景観保全などの多面的機能を有していること、この機能を適切に発揮するには農業の健全な発展が必要であることについて、国民の理解を深めること
- ② 近年頻発する自然災害等により、農産物の安定供給が脅かされている事態を踏まえ、農業の重要性や国産農産物の振興が国民生活の安定に欠かせないものであることをしっかりと国民に周知すること
- ③ あらゆる分野で農業界と経済界の連携を強化し、両者がともに発展していける環境を整備すること

以上



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1F